

措置命令一覧（過去5年間）

被処分者氏名・名称 (住所・所在地)	根拠条文※	処分年月日	履行期限	行政処分の内容	行政処分の理由
株式会社大迫産業 (鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2062番地17)	第19条の5第1項	令和5年9月1日	令和6年11月1日	鹿児島県熊毛郡南種子町 中之上字石ノ峯1710番 1, 1710番3, 1710番 4, 1710番5, 1710番6 及び1710番14の土地に存 在する産業廃棄物(廃 油, 廃タイヤ及び廃プ 라스틱類)を全量撤去 し, 法に基づき適正に処 理すること。	株式会社大迫産業が, 産 業廃棄物処理基準及び産 業廃棄物保管基準に適合 しない方法で, 産業廃棄 物の保管を行ったことに より, 飛散・流出等の生 活環境保全上の支障が生 じ, 又は生ずるおそれ があるため。
中村義博 (鹿児島県鹿児島市)					
中村恵二 (鹿児島県熊毛郡南種子町)					

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律による